

# 経済・財政再生計画の 改革工程、KPIの進捗整理表 (抜粋)

## <KPIの進捗状況の区分について>

本資料においては、KPIの進捗状況について、以下の基準により区分している。

- A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗している
- B：AほどKPIが進捗していない
- N：今後データが得られるため、現時点で区分困難
- F：定量的な目標値が設定されていない

### ※「A」区分の考え方

KPIの進捗状況(目標数値から初期数値を引いた値に対する、現在数値から初期数値を引いた値の割合)が、目標達成期間に対する経過期間の割合を上回っている場合に「A」とする。

- 注：初期数値・・・現在において入手可能な、計画開始直前のKPIの数値
- 現在数値・・・現在把握できる、直近のKPIの数値
- 目標達成期間・・・計画開始時点から、KPIごとに定めた目標達成時期までの期間
- 経過期間・・・初期数値の時点から、現在数値の時点までの期間

### ※目標値を「増加」または「縮小」等としているKPIについては、以下の基準により区分する。

- A：目標値に向かって進捗している
- B：数値に変更がない、又は目標値に相反して進捗している
- N：今後データが得られるため、現時点で区分困難



# 【社会保障分野】

(2017年10月18日時点)



経済・財政再生計画 改革工程表

|   | 集中改革期間  |        |  |        | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層)                          | KPI (第二階層)  |
|---|---|--------|--|--------|--------|---------|-------------------------------------|---|
|   | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》  | 2016年度 |  | 2017年度 |        |         |                                     |   |
| 医療・介護提供体制の適正化   | 《厚生労働省》<br>通常国会<br>概要要求<br>税制改正要望等<br>年末<br>通常国会  |        |  |        |        |         |                                     |   |
|   | <b>&lt;①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)&gt;</b><br>必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒して策定<br>地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進(療養病床に係る地域差の是正等) |        |  |        |        |         | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】 | 地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】 |
| 病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、2016年10月の次期報告時までに用いることができるよう、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて、関係の検討会において検討し、策定<br>見直し後の基準による病床機能報告を実施   |   |        |  |        |        |         |                                     |   |
| <b>&lt;②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討&gt;</b><br>地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施<br>地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応                              |   |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、地域医療構想ガイドラインにおいて在宅医療等に対応するとされた者についての医療・介護サービス提供体制上の対応、2017年度末で廃止が予定されている介護療養病床の取扱い等について検討し、具体的な改革の選択肢を整理<br>介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 |   |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)   |   |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進   |   |        |  |        |        |         |                                     |   |

経済・財政再生計画 改革工程表

|  | 集中改革期間   |        |  |        | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層)                          | KPI (第二階層)  |
|--|--|--------|--|--------|--------|---------|-------------------------------------|---|
|  | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》   | 2017年度 |  | 2018年度 |        |         |                                     |   |
| 医療・介護提供体制の適正化  | 《厚生労働省》<br>通常国会<br>概要要求<br>税制改正要望等<br>年末<br>通常国会   |        |  |        |        |         |                                     |   |
|  | <b>&lt;①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)&gt;</b><br>必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒して策定<br>・各都道府県において地域医療構想調整会議での協議や医療法の規定の活用を通じて、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進(療養病床に係る地域差の是正等)<br>・各都道府県において、病床機能報告の結果等により毎年度進捗を把握し、公表 |        |  |        |        |         | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】 | 地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】 |
| 病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、報告マニュアルを見直し、特定入院料の分類等に基づく考え方を示すとともに、レセプトに病棟コードを付記し、病棟ごとの医療内容を報告<br>病棟ごとの医療内容の分析を行い、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて速やかに検討・策定       |  |        |  |        |        |         |                                     |   |
| <b>&lt;②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討&gt;</b><br>地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施<br>地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応 |  |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討<br>検討結果に基づき、2017年通常国会への法案提出  |  |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進  |  |        |  |        |        |         |                                     |   |

重要課題:医療・介護提供体制の適正化

改革項目:①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)  
②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討

改革工程の進捗状況

| 改革工程                     | 改革工程の進捗  |  |
|--------------------------|--|--|
|                          | 進捗状況   | 2018年以降の取組   |
| 地域医療構想の策定とその推進           | <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県に対し、地域医療構想調整会議の進め方のサイクルを提示。今後、3か月ごとに議論の進捗確認を実施。</li> <li>公的医療機関等の開設主体に対し、2025年に向けた病床整備等の方針をまとめたプランを本年中に策定し、地域医療構想調整会議で議論するよう要請。</li> <li>慢性期病床の機能分化を進めるに当たっては、地域における現状と将来推計との比較からパターン分類した対応について議論。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針の速やかな策定に向けて、都道府県ごとに2年間で集中的な検討が行われるよう、地域医療構想の進捗状況を管理するとともに、医療機関ごとのデータの提供や担当職員に対する研修等を通じて都道府県への支援を行う。</li> <li>特に、まず最初の1年間で、公立・公的医療機関の病床整備等の方針について集中的に検討する。</li> <li>慢性期病床については、地域医療構想調整会議において機能分化に向けた議論が進むよう、病床機能報告の分析を踏まえ、引き続き情報提供等の支援を行う。</li> </ul> |
| 病床機能評価報告制度               | <ul style="list-style-type: none"> <li>病床機能を選択する際の判断に係る基準について、病棟ごとの医療内容の分析を行いながら、医療計画の見直し等に関する検討会において議論を実施。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療計画の見直し等に関する検討会での議論等を踏まえ、定量的基準も含めた基準の見直しについて引き続き検討・策定し、2018年度の病床機能報告から新たな基準を活用する予定。</li> </ul>   |
| 地域差是正に向けた診療報酬上の対応        | 慢性期入院医療における患者の状態に応じた診療報酬上の適切な評価について、入院医療等の調査を実施。その結果も踏まえ、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会(中医協)において検討。   | 中医協の議論を踏まえ、平成30年度診療報酬改定を実施。  |
| 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換 | 2017年6月に成立した介護保険法改正法により、新たな介護保険施設として、介護医療院を新設(2018年4月施行)。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度介護報酬改定に向けて、介護療養病床から介護医療院等への転換が早期に進むよう、介護医療院の基準・報酬・転換支援策等について社会保障審議会介護給付費分科会で検討している。</li> <li>診療報酬上の療養病棟入院基本料2の取扱いについては、医療療養病床の人員配置基準に係る特例の取扱いを踏まえ、中医協において検討している。</li> </ul>   |

経済・財政再生計画 改革工程表

|   | 集中改革期間  |        |  |        | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層)                          | KPI (第二階層)  |
|---|---|--------|--|--------|--------|---------|-------------------------------------|---|
|   | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》  | 2016年度 |  | 2017年度 |        |         |                                     |   |
| 医療・介護提供体制の適正化   | 《厚生労働省》<br>通常国会<br>概要要求<br>税制改正要望等<br>年末<br>通常国会  |        |  |        |        |         |                                     |   |
|   | <b>&lt;①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)&gt;</b><br>必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定<br>地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進(療養病床に係る地域差の是正等) |        |  |        |        |         | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】 | 地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】 |
| 病床機能分化の進捗評価等に必要病床機能報告制度について、2016年10月の次期報告時までに用いることができるよう、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて、関係の検討会において検討し、策定<br>見直し後の基準による病床機能報告を実施  |   |        |  |        |        |         |                                     |   |
| <b>&lt;②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討&gt;</b><br>地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施<br>地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応                              |   |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、地域医療構想ガイドラインにおいて在宅医療等に対応するとされた者についての医療・介護サービス提供体制上の対応、2017年度末で廃止が予定されている介護療養病床の取扱い等について検討し、具体的な改革の選択肢を整理<br>介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論 |   |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)   |   |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進   |   |        |  |        |        |         |                                     |   |

経済・財政再生計画 改革工程表

|  | 集中改革期間   |        |  |        | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層)                          | KPI (第二階層)  |
|--|--|--------|--|--------|--------|---------|-------------------------------------|---|
|  | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》   | 2017年度 |  | 2018年度 |        |         |                                     |   |
| 医療・介護提供体制の適正化  | 《厚生労働省》<br>通常国会<br>概要要求<br>税制改正要望等<br>年末<br>通常国会   |        |  |        |        |         |                                     |   |
|  | <b>&lt;①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)&gt;</b><br>必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒しで策定<br>・各都道府県において地域医療構想調整会議での協議や医療法の規定の活用を通じて、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携を推進(療養病床に係る地域差の是正等)<br>・各都道府県において、病床機能報告の結果等により毎年度進捗を把握し、公表 |        |  |        |        |         | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数【47都道府県】 | 地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】 |
| 病床機能分化の進捗評価等に必要病床機能報告制度について、報告マニュアルを見直し、特定入院料の分類等に基づく考え方を示すとともに、レセプトに病棟コードを付記し、病棟ごとの医療内容を報告<br>病棟ごとの医療内容の分析を行い、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて速やかに検討・策定        |  |        |  |        |        |         |                                     |   |
| <b>&lt;②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討&gt;</b><br>地域差是正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施<br>地域差是正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応 |  |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討<br>検討結果に基づき、2017年通常国会への法案提出  |  |        |  |        |        |         |                                     |   |
| 療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進  |  |        |  |        |        |         |                                     |   |

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目：①都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進（療養病床に係る地域差の是正）  
 ②慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討

KPIの状況

| KPI      |  | 目標値<br>(達成時期)       | KPIの進捗  |          |  |
|----------|--|---------------------|---|----------|--|
|          |  |                     | 実績値(時点)   | 進捗<br>度合 | 進捗状況・今後の対応   |
| 第一<br>階層 | 2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数  | 47都道府県<br>(2016年度)  | 47都道府県<br>(2017年3月<br>末)  | A        | 2017年3月末に目標値を達成。   |
| 第二<br>階層 | <p>地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率</p> <p>※高度急性期、急性期、回復期機能については、病床機能報告による病床数に基づき進捗率を算出<br/>                     ※慢性期機能については、療養病床の入院受療率と在宅医療の充実の両方で進捗評価を実施</p> | 2020年度時点での十分な進捗率を実現 | <p>2015年度に地域医療構想を策定した12府県において、高度急性期は、12府県中5府県が進捗<br/>急性期は、12府県中8府県が進捗<br/>回復期は、12府県中9府県が進捗<br/>(いずれも2016年7月)<br/>※詳細精査中であり、数値が変更になる可能性がある</p> | N        | 慢性期については、病床機能報告に基づくものではなく、1年間のレセプト総数から計算が必要であるため、2018年3月までに実績値(2017年3月時点)を集計する予定 |
|          | 在宅医療サービス(訪問診療、往診、訪問看護)の実施件数  | 増加                  | —   | N        | 1年間のレセプト総数から計算が必要であるため、2018年3月までに実績値(2017年3月時点)を集計する予定                           |



経済・財政再生計画 改革工程表

|               | 集中改革期間   |                 |        |        | 2019年度 | 2020年度～ | KPI<br>(第一階層) | KPI<br>(第二階層) |
|---------------|--|-----------------|--------|--------|--------|---------|---------------|---------------|
|               | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》   | 2016年度          | 2017年度 | 2018年度 |        |         |               |               |
| 医療・介護提供体制の適正化 | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会   |        |         |               |               |
|               | <p>&lt;③医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討&gt;</p> <p>入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> |                 |        |        |        |         |               |               |
|               | <p>&lt;④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討&gt;</p> <p>「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討し、結論</p>  |                 |        |        |        |         | <前頁参照>        | <前頁参照>        |
|               | 《厚生労働省》  |                 |        |        |        |         |               |               |

経済・財政再生計画 改革工程表

|               | 集中改革期間   |                 |        |      | 2019年度 | 2020年度～ | KPI<br>(第一階層) | KPI<br>(第二階層) |
|---------------|--|-----------------|--------|------|--------|---------|---------------|---------------|
|               | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》   | 2017年度          | 2018年度 |      |        |         |               |               |
| 医療・介護提供体制の適正化 | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会 |        |         |               |               |
|               | <p>&lt;③医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討&gt;</p> <p>入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討</p> <p>入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しを2017年10月から段階的に実施</p>                          |                 |        |      |        |         |               |               |
|               | <p>&lt;④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討&gt;</p> <p>「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討</p> <p>検討結果に基づき、地域間偏在の是正など医師・看護職員等の需給に関する対策を実施</p> |                 |        |      |        |         | -             | -             |
|               | 《厚生労働省》  |                 |        |      |        |         |               |               |

重要課題: 医療・介護提供体制の適正化

改革項目: ③医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討

④地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について検討

## 改革工程の進捗状況

| 改革工程                   | 改革工程の進捗  |   |
|------------------------|--|---|
|                        | 進捗状況   | 2018年以降の取組  |
| 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直し | 平成29年10月から、65歳以上の医療療養病床に入院する方の光熱水費相当額に係る患者負担について、<br>・医療区分Ⅰの患者については1日320円から370円に引き上げ、<br>・医療区分Ⅱ・Ⅲの患者については1日0円から200円に引き上げを実施(ただし、指定難病患者は負担を据え置き)。 | 平成30年4月から、65歳以上の医療療養病床に入院する方の光熱水費相当額に係る患者負担について、医療区分Ⅱ・Ⅲの患者については1日200円から1日370円に引上げを実施。(ただし、指定難病患者は負担を据え置き) |
| 医療従事者の需給               | ・「地域医療構想」及び「医師の働き方改革」の議論の推移も踏まえつつ、医療従事者の需給に関する検討会において検討中。  | ・引き続き検討会において検討し、検討結果に基づき、地域間偏在の是正など医師・看護職員等の需給に関する対策を実施。  |

経済・財政再生計画 改革工程表

|                          |  | 集中改革期間 |                 |        |        | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層)  | KPI (第二階層)   |
|--------------------------|--|--------|-----------------|--------|--------|--------|---------|---|--|
| 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 |  | 2016年度 |                 | 2017年度 | 2018年度 |        |         |   |  |
|                          |  | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会   |        |         |   |  |
| 医療・介護提供体制の適正化            | <p>&lt;⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正&gt;</p> <p>&lt;⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)&gt;</p>  |        |                 |        |        |        |         | <p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差は是正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】)</p> | <p>医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】</p> |
|                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施</li> <li>その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定</li> <li>医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定</li> <li>2015年度内に医療費適正化基本方針を告示</li> </ul> <p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定(本来の策定期限は2017年度末)</p> <p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画(策定時から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進</p> <p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p> <p>《厚生労働省》</p> |        |                 |        |        |        |         |   |  |

経済・財政再生計画 改革工程表

|                      |  | 集中改革期間 |                 |        |      | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層)  | KPI (第二階層)   |
|----------------------|--|--------|-----------------|--------|------|--------|---------|---|--|
| ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 |  | 2017年度 |                 | 2018年度 |      |        |         |   |  |
|                      |  | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会 |        |         |   |  |
| 医療・介護提供体制の適正化        | <p>《厚生労働省》</p> <p>&lt;⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正&gt;</p> <p>&lt;⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)&gt;</p>   |        |                 |        |      |        |         | <p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差は是正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】)</p> | <p>医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】</p> |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施</li> <li>その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定</li> <li>2016年3月に医療費適正化基本方針を告示</li> <li>医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定(2016年11月告示)</li> </ul> <p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定(本来の策定期限は2017年度末)</p> <p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画(策定時から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進</p> <p>外来医療費の地域差半減に向け、第3期医療費適正化計画の計画期間に向けてレセプトデータ等の分析を継続的に行うとともに、関係者における知見やエビデンスの集積を図り、現在、取組が進められている生活習慣病等については2018年度、NDBを活用したその他の取組については2019年度までを目途に、順次可能な限り速やかに取組の追加等を検討</p> <p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p> <p>・オンサイトリサーチセンター利用開始<br/>・NDBオープンデータを厚生労働省のホームページに公開</p> |        |                 |        |      |        |         |   |  |

重要課題:医療・介護提供体制の適正化

改革項目:⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正  
 ⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)

改革工程の進捗状況

| 改革工程          | 改革工程の進捗  |  |
|---------------|--|--|
|               | 進捗状況   | 2018年以降の取組   |
| 医療費適正化計画の策定   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年度からの第3期医療費適正化計画の策定に向けて、都道府県担当者への説明を行う(2017年1月～2月)とともに、医療費適正化計画の策定を支援する「推計ツール」を都道府県に配布した。</li> <li>・2017年8月時点で47都道府県全てが策定に着手している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期医療費適正化計画に基づき取組を着実に実施していく。</li> </ul>  |
| 取組の追加等の検討     | <p>平成29年10月4日の社会保障審議会医療保険部会において、第3期の医療費適正化計画における地域差半減の取組の追加について、議論した。</p>  | <p>高齢者医薬品適正使用検討会における、多剤服用に関する適正使用のガイドライン(最終とりまとめは平成30年度末目途)の策定状況等を踏まえ、第3期医療費適正化計画の計画期間中に、医薬品の適正使用の算定式の変更・追加について検討する。</p> |
| 地域差の分析、「見える化」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年4月に都道府県別年齢調整後1人当たり医療費の地域差を社会保障ワーキング・グループで示した。</li> <li>・地域差の背景を分析するため、地域差の大きい年齢階層、疾病の診療行為の内訳に関する分析(ボリュームゾーン分析)や入院医療費の三要素を分析中。</li> <li>・都道府県・市町村別の医療費の構造等のデータを、毎年度、国から都道府県に提供できるよう、NDBの追加機能を整備中。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域差半減に向け、既存のデータ(NDBデータ等)を用いて、より詳細な分析と都道府県へのデータ提供、「見える化」を随時行っていく。</li> </ul>      |

経済・財政再生計画 改革工程表

|                          |   | 集中改革期間   |                 |        |        | 2019年度   | 2020年度～ | KPI (第一階層) | KPI (第二階層) |   |  |
|--------------------------|---|--|-----------------|--------|--------|--|---------|------------|------------|---|--|
| 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》 |   | 2016年度   |                 | 2017年度 | 2018年度 |  |         |            |            |   |  |
|                          |   | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会   |  |         |            |            |   |  |
| 医療・介護提供体制の適正化            | <p>&lt;⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正&gt;</p> <p>&lt;⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施</li> <li>その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定</li> <li>医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定</li> <li>2015年度内に医療費適正化基本方針を告示</li> </ul> | <p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定(本来の策定期限は2017年度末)</p> |                 |        |        | <p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画(策定時から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進</p> |         |            |            | <p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差は是正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】)</p> | <p>医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】</p> |
|                          | <p>&lt;&lt;厚生労働省&gt;&gt;</p>  | <p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p>                  |                 |        |        |  |         |            |            |   |  |

経済・財政再生計画 改革工程表

|                      |  | 集中改革期間   |                 |        |      | 2019年度   | 2020年度～ | KPI (第一階層) | KPI (第二階層) |   |  |
|----------------------|--|--|-----------------|--------|------|--|---------|------------|------------|---|--|
| ～2016年度<br>《主担当府省庁等》 |  | 2017年度   |                 | 2018年度 |      |  |         |            |            |   |  |
|                      |  | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会 |  |         |            |            |   |  |
| 医療・介護提供体制の適正化        | <p>&lt;&lt;厚生労働省&gt;&gt;</p> <p>&lt;⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正&gt;</p> <p>&lt;⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施</li> <li>その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定</li> <li>2016年3月に医療費適正化基本方針を告示</li> <li>医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果を織り込んだ医療費の算定式を設定(2016年11月告示)</li> </ul> | <p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定(本来の策定期限は2017年度末)</p>   |                 |        |      | <p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画(策定時から2023年度まで)に基づき、医療費適正化の取組を推進</p> |         |            |            | <p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差は是正のための取組の進捗状況を測る指標(後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】)</p> | <p>医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】</p> |
|                      | <p>&lt;&lt;厚生労働省&gt;&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンサイトリサーチセンター利用開始</li> <li>NDBオープンデータを厚生労働省のホームページに公開</li> </ul>   | <p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p> <p>外来医療費の地域差半減に向け、第3期医療費適正化計画の計画期間に向けてレセプトデータ等の分析を継続的に行うとともに、関係者における知見やエビデンスの集積を図り、現在、取組が進められている生活習慣病等については2018年度、NDBを活用したその他の取組については2019年度までを目途に、順次可能な限り速やかに取組の追加等を検討</p> |                 |        |      |  |         |            |            |   |  |

重要課題:医療・介護提供体制の適正化

改革項目:⑤外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正  
 ⑥地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)

KPIの状況

|      | KPI  | 目標値<br>(達成時期)                      | KPIの進捗             |                              |  |  |
|------|--|------------------------------------|--------------------|------------------------------|--|--|
|      |  |                                    | 実績値(時点)            | 区分                           | 進捗状況、今後の対応   |  |
| 第一階層 | 外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数 | 47都道府県<br>(2017年度)                 | —                  | N                            | 2018年3月末時点の都道府県数を2018年4月に把握                                  |  |
|      | 2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒して行った都道府県の数             | おおむね半数<br>(2016年度末)                | 0都道府県<br>(2017年3月) | B                            | 8月調査時点で、47都道府県全てが計画作成に着手済み。                                  |  |
|      | 外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標                    | 後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者      | 100%               | 12%<br>(429保険者)<br>(2017年3月) | B  | ・次回は2018年7月頃に調査予定<br>・第3期医療費適正化計画に基づき取組を着実に実施していく。 |
|      |  | 重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者 | 100%               | 35.4%<br>(2017年3月)           | B  | ・次回は2018年7月頃に調査予定<br>・第3期医療費適正化計画に基づき取組を着実に実施していく。 |
| 第二階層 | 医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況   | 2020年度時点での十分な進捗を実現                 | —                  | N                            | 2019年度6月時点でレセプトデータから得られる数値を把握(順次最新の数値を更新)                    |  |
|      | 年齢調整後の一人当たり医療費の地域差                             | 半減を目指して年々縮小                        | —                  | N                            | ・毎年度の数値を夏頃に把握予定<br>・第3期医療費適正化計画に基づき取組を着実に実施していく。             |  |
|      | 年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差                        | 見える化                               | —                  | F                            | 毎年度の数値を夏頃に把握し、見える化DBに登録予定。(2014年度の年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費はDB登録済) |  |
|      | 主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差                | 見える化                               | —                  | F                            | 2018年度の数値を2019年夏頃に把握予定                                       |  |

経済・財政再生計画 改革工程表

|   | 集中改革期間  |                 |        |                          | 2019年度                              | 2020年度～ | KPI (第一階層)  | KPI (第二階層)        |  |
|---|---|-----------------|--------|--------------------------|-------------------------------------|---------|---|-------------------|--|
|   | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》                              | 2016年度          | 2017年度 | 2018年度                   |                                     |         |   |                   |  |
| 医療・介護提供体制の適正化   | 通常国会  | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会                     |                                     |         |   |                   |  |
|   | <b>&lt;⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築&gt;</b> |                 |        |                          |                                     |         | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】<br>在宅医療を行う医療機関の数【増加】<br>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】<br>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】 | 在宅サービス利用者割合【見える化】 |  |
|   | 第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進                   |                 |        |                          | 第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進 |         |   |                   |  |
|   | 第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進                           |                 |        |                          | 第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進         |         |   |                   |  |
| 平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施        |   |                 |        | 次期介護保険事業計画及び次期医療計画の同時策定  |                                     |         |   |                   |  |
| 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進 |   |                 |        |                          |                                     |         |   |                   |  |
| 看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る                |   |                 |        |                          |                                     |         |   |                   |  |
| <b>&lt;⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討&gt;</b>  |   |                 |        |                          |                                     |         |   |                   |  |
| 人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討               |   |                 |        | 相談対応を行う医療従事者の育成研修を全国的に実施 |                                     |         |   |                   |  |
| 国民に対する意識調査を実施した上で、検討会を設置し、さらに必要な施策等について検討し、順次実施                                 |   |                 |        |                          |                                     |         |   |                   |  |
| 《厚生労働省》   |   |                 |        |                          |                                     |         |   |                   |  |

経済・財政再生計画 改革工程表

|  | 集中改革期間  |                 |        |  | 2019年度                              | 2020年度～ | KPI (第一階層)  | KPI (第二階層)        |  |
|--|---|-----------------|--------|--|-------------------------------------|---------|---|-------------------|--|
|  | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》                                  | 2017年度          | 2018年度 |  |                                     |         |   |                   |  |
| 医療・介護提供体制の適正化  | 通常国会  | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会   |                                     |         |   |                   |  |
|  | <b>&lt;⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築&gt;</b> |                 |        |  |                                     |         | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】<br>在宅医療を行う医療機関の数【増加】<br>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】<br>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】 | 在宅サービス利用者割合【見える化】 |  |
|  | 第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進                   |                 |        |  | 第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進 |         |   |                   |  |
|  | 第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進                           |                 |        |  | 第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進         |         |   |                   |  |
| 医療介護総合確保方針の改正<br>医療計画基本方針の改正<br>介護保険事業計画基本指針の改正                          |   |                 |        | 在宅医療等の受け皿の在り方を検討し、これに基づき整合性をもって、第7期介護保険事業計画及び第7次医療計画の同時策定  |                                     |         |   |                   |  |
| 平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施 |   |                 |        | 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進  |                                     |         |   |                   |  |
| 看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る         |   |                 |        |  |                                     |         |   |                   |  |
| <b>&lt;⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討&gt;</b>                                     |   |                 |        |  |                                     |         |   |                   |  |
| 人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討        |   |                 |        | 医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者本人による意思決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る。これに向けて、検討会を設置し、国民の意識や自治体の取組の調査を行うとともに、医療従事者による患者・家族への相談対応の充実、住民への普及啓発等、参考となる事例の全国展開を進める |                                     |         |   |                   |  |

重要課題:医療・介護提供体制の適正化

改革項目:⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築  
 ⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討

改革工程の進捗状況

| 改革工程   | 改革工程の進捗  |   |
|--|--|---|
|  | 進捗状況   | 2018年以降の取組  |
| 介護保険事業計画に基づく取組   | 第6期介護保険事業計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進。  | 第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)に基づき、各保険者において地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する予定である。  |
| 医療計画に基づく取組   | 第7次医療計画に向けて、在宅医療の提供体制に関する現状把握のための指標を充実させ、都道府県にデータを提示。  | 策定された第7次医療計画の進捗状況を管理するとともに、医療機関ごとのデータの提供や担当職員に対する研修等を通じて都道府県への支援を行う。  |
| 在宅医療等の受け皿の在り方の検討   | 都道府県に対し、第7次医療計画における在宅医療の整備目標、第7期介護保険事業(支援)計画におけるサービスの量の見込みを統合的に定めるに当たっての基本的な考え方を提示。  | -   |
| 地域支援事業の充実、日常生活支援総合事業の実施                                  | 介護予防・日常生活支援総合事業については、2017年4月時点で全保険者において実施している。また、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業については2018年4月までに全保険者において実施する予定である。   | 各保険者の取組状況を踏まえ、引き続き必要な支援を実施する予定である。  |
| 看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導できる医師、看護師の育成 | 平成27年度から高齢者に対する在宅医療及び小児等在宅医療の推進について専門知識や経験を豊富に備え、地域の研修を支えることができる講師人材を養成するため「高齢者向け在宅医療」「小児向け在宅医療」の分野で研修を行っている。平成28年度からは「訪問看護」の分野も加えて研修を行っている。平成29年度も引き続き「高齢者向け在宅医療」「小児向け在宅医療」「訪問看護」の3分野で研修を行う予定。  | 平成29年度に行う予定である「高齢者向け在宅医療」「小児向け在宅医療」「訪問看護」の3分野の研修についての修了者アンケート等を踏まえ、研修プログラムを改善する。これにより在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支えることのできる講師人材を育成する。  |
| 人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援スキルを備えた医療従事者の育成等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>患者・家族の意思決定支援を図るため、平成29年度より、人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会を開催。また、併せて国民、医療機関、医療従事者への意識調査等を実施。</li> <li>平成26、27年度から15医療機関にてモデル事業を行い、その結果を踏まえ、平成28年度からは全国の主要都市で医療従事者向けの人材育成研修及び、講師人材の養成のための研修を行っている。平成29年度も引き続き、医療従事者向けの人材育成研修及び、講師人材の養成のための研修を行う予定。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>検討会のとりまとめを踏まえ、人生の最終段階における医療の普及・啓発を促進する。</li> <li>平成29年度に行う予定である人材育成研修、講師人材の養成のための研修を引き続き行う予定。これにより、患者の相談に適切に対応できる医療従事者の育成及び全国で人材育成のできる医療従事者の養成を含め、人生の最終段階を穏やかに過ごすことのできる環境を整備する。</li> </ul> |



経済・財政再生計画 改革工程表

|               | 集中改革期間  |                 |        |        | 2019年度  | 2020年度～                     | KPI (第一階層)  | KPI (第二階層)        |
|---------------|---|-----------------|--------|--------|---|-----------------------------|---|-------------------|
|               | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》  | 2016年度          | 2017年度 | 2018年度 |   |                             |   |                   |
| 医療・介護提供体制の適正化 | 通常国会  | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会   |   |                             |   |                   |
|               | <b>&lt;⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築&gt;</b><br>第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進<br>第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進   |                 |        |        | 第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進             | 第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進 | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】<br>在宅医療を行う医療機関の数【増加】<br>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】<br>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】 | 在宅サービス利用者割合【見える化】 |
|               | 平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施<br>在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進<br>看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る |                 |        |        | 次期介護保険事業計画及び次期医療計画の同時策定                         |                             |   |                   |
|               | <b>&lt;⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討&gt;</b><br>人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討<br>相談対応を行う医療従事者の育成研修を全国的に実施   |                 |        |        | 国民に対する意識調査を実施した上で、検討会を設置し、さらに必要な施策等について検討し、順次実施 |                             |   |                   |
| 《厚生労働省》       |   |                 |        |        |   |                             |   |                   |

経済・財政再生計画 改革工程表

|               | 集中改革期間  |                 |        | 2019年度                              | 2020年度～                     | KPI (第一階層)  | KPI (第二階層)        |
|---------------|---|-----------------|--------|-------------------------------------|-----------------------------|---|-------------------|
|               | ～2016年度<br>《主担当府省庁等》  | 2017年度          | 2018年度 |                                     |                             |   |                   |
| 医療・介護提供体制の適正化 | 通常国会  | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末     | 通常国会                                |                             |   |                   |
|               | <b>&lt;⑦在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築&gt;</b><br>第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進<br>第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進<br>医療介護総合確保方針の改正<br>医療計画基本方針の改正<br>介護保険事業計画基本指針の改正  |                 |        | 第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進 | 第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進 | 地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】<br>在宅医療を行う医療機関の数【増加】<br>介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】<br>在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者【100%】 | 在宅サービス利用者割合【見える化】 |
|               | 平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施<br>在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進<br>看取りも含め在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る   |                 |        |                                     |                             |   |                   |
|               | <b>&lt;⑧人生の最終段階における医療の在り方を検討&gt;</b><br>人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討<br>医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者本人による意思決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る。これに向けて、検討会を設置し、国民の意識や自治体の取組の調査を行うとともに、医療従事者による患者・家族への相談対応の充実、住民への普及啓発等、参考となる事例の全国展開を進める |                 |        |                                     |                             |   |                   |
| 《厚生労働省》       |   |                 |        |                                     |                             |   |                   |